

第78号議案

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記のとおり議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

記

公の施設の名称 及び所在地	市民交流フロア及び中央生涯学習センター 長岡京市神足二丁目3番1号 長岡京市立総合交流センター 地階、1階、2階、3階、 4階及び6階
指定管理者	大阪市西区京町堀一丁目4番16号 大阪ガスビジネスクリエイト株式会社 代表取締役社長 岩井 政道
指定期間	令和4年4月1日から 令和9年3月31日まで

(参考)

市民交流フロア及び中央生涯学習センター指定管理者選定経過

1 指定管理者の募集（公募）について

募集受付期間：令和3年9月1日～9月8日

募集周知方法：①広報長岡京8月号に募集記事掲載

②長岡京市のホームページに募集記事掲載（8月2日～）

2 応募者について

応募者数：3件

応募者名：①大阪ガスビジネスクリエイト株式会社

②日本環境マネジメント株式会社

③株式会社アステム

3 選定方法について

市職員、外部の専門的知識を有する者及び公募等市民で構成される長岡京市指定管理者候補者評価委員会による書類審査及び面接審査で評価

面接審査実施日：令和3年10月5日(火)

午後1時30分から各団体40分間

長岡京市指定管理者候補者評価委員会の評価を参考に選定

4 選定の基準について

- (1) 市民交流フロア及び中央生涯学習センターの事業をはじめ、長岡京市内の生涯学習活動の推進に寄与すると認められること。
- (2) 事業計画書による市民交流フロア及び中央生涯学習センターの運営が市民の平等利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が市民交流フロア（バンビオ広場公園使用許可申請受付事務を含む。）及び中央生涯学習センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- (4) 事業計画書に沿った市民交流フロア及び中央生涯学習センターの管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) その他市民交流フロア及び中央生涯学習センターの設置目的を達成するために必要な条件を備えるものであること。